

安全報告書

(2021年度)



西日本空輸株式会社

本安全報告書は、航空法第111条の6に基づき作成したものです。

2021年度 安全報告書の発行にあたって

平素より西日本空輸株式会社の事業に対し、ご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。ここに「2021年度安全報告書」を発行させていただきます。ご一読いただき、弊社の安全の取組みにご理解を賜れば幸いです。

2021年度、弊社は安全運航に努め、航空事故0件、航空重大インシデント0件を達成しました。1991年の事故以降の継続的な取組みにより、30年間ヘリ搭乗者の死傷事故ゼロを継続しております。

新型コロナウイルス感染症の流行も3年目となり、この間弊社で数名が感染者または濃厚接触者と指定されましたが、全社での感染予防対策と感染拡大防止対策により、業務に影響を与えることなく安全運航のもと確実な対応ができました。

2022年度も、安全目標として掲げている「事故・重大インシデントゼロ」、「飲酒基準違反ゼロ」、「航空機からの落下物ゼロ」の達成に向け、安全活動の監視と継続的改善、安全管理システムの維持向上、安全文化・安全意識の醸成などに取り組んでまいります。

また併せて基本事項の再確認とともに、各種訓練の充実など更なる技術力の向上を図ってまいります。

弊社は、企業理念の「安全を経営の基本とし、すべての事業活動において安全を優先させます」との考えのもと、経営トップを含む全ての従業員が一体となって、安全管理システムを維持し有効に機能させることによって、安全性を確保し続けることを目指しています。

今後も、安全運航に努めるとともに、お客さまの声にしっかりと耳を傾けることで社会の二一ズにお応えしていきたいと考えておりますので、皆さまの変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



西日本空輸株式会社
代表取締役社長
田代 幸英

目 次

ページ

1. 安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項 4

2. 安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項 5

2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

- (1) 安全確保に関する組織図
- (2) 各組織の機能・役割の概要
- (3) 各組織における人員数
- (4) 航空機乗組員及び整備従事者の数
- (5) 運航管理担当者及び整備従事者のうち有資格整備士の数

2-2 日常運航の支援体制

- (1) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容
- (2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制
- (3) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

2-3 使用している航空機に関する情報

3. 航空法第 111 の 4 の規定に基づく報告に関する事項 10

3-1 航空事故及び重大インシデント

3-2 安全上の支障を及ぼす事態

4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項 . . 11

4-1 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合に講じた措置又は講じようとする措置

4-2 2021 年度における安全の状況に関する総括的な評価

4-3 2022 年度における全社的な安全目標及び各部門における具体的な取組み目標

1. 安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

(航空法施行規則第 221 条の 6 第 1 号)

当社は、以下の「企業理念」に基づき、「安全方針」を掲げて安全の取組みを進めています。

(1) 企業理念

1. 安全第一

当社は、「安全」を経営の基本とし、すべての事業活動において安全を優先させます。

2. お客さま重視

当社は、常に品質の維持と向上に努め、お客さまに信頼され、愛されるサービスを提供します。

3. 社会貢献

当社は、社会の規範を守り、社会の信頼に応え、社会の繁栄と安心に寄与します。

(2) 安全方針

安全方針

安全は会社運営の基盤であり、お客さまに対する絶対的使命である。

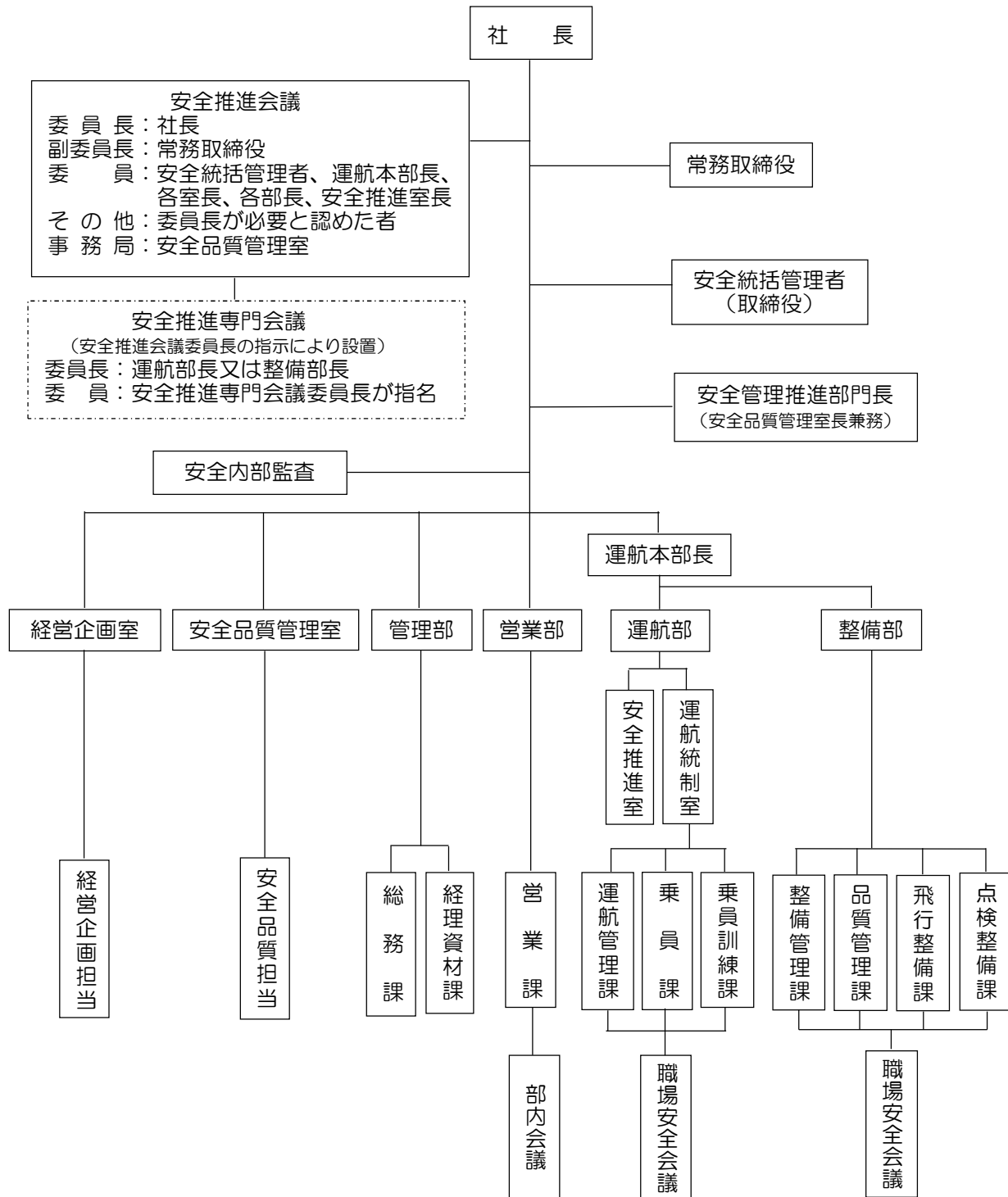
当社は、安全な運航、及びそれを支える地上支援体制を堅固なものとして、安全は事業運営における最優先事項であることを認識し、経営トップを含む全ての従業員が一体となって、安全管理システムを維持し、有効に機能させることにより、安全性を確保しなければならない。

2. 安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(航空法施行規則第 221 条の 6 第 2 号)

2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

(1) 安全確保に関する組織図 (2022 年 3 月 31 日現在)



(2) 各組織の機能・役割の概要

① 安全統括管理者

安全管理の取組みを統括的に管理する責任者として、安全管理システムの継続的な改善を推進し、安全に係る活動全般の監視を行うとともに、安全に関する重要事項について経営の最高責任者（社長）に報告、また関連部門の室部長に対して助言、勧告、援助を行っています。

② 安全管理推進部門長

安全統括管理者に安全管理システムの有効性と妥当性に関する事項及び改善の必要性についての提言・報告を行うとともに、安全内部監査業務の計画及び実施、組織内への安全情報の提供や安全教育などを行っています。経営の最高責任者及び安全統括管理者に対し、監査結果並びに是正処置の実施状況の報告も行っています。

③ 安全品質管理室

安全管理システム及び品質管理システム全般の統括、緊急事態（航空機関連）発生時の対応に関する事項の統括、安全内部監査に関する計画及び実施、安全推進会議の運営に関する業務などを行っています。

④ 安全推進室

運航部内組織で、飛行業務内容及び飛行業務関連施設・機材等の安全状況の確認を行うとともに、飛行安全に関する情報収集、ヒヤリハットや不具合事象等の分析・検討並びに部内への共有・提言を行っています。

⑤ 安全推進会議

全社の安全に関する状況を的確に把握し、安全の確保及び事故の未然防止、事故発生時における調査及び再発防止の審議を行うなど、安全管理体制の中核的機能を果たす組織です。社長が委員長となり常務取締役、安全統括管理者、運航本部長及び各室部長等により構成され、原則として毎月1回開催しています。

⑥ 安全推進専門会議

安全の確保及び事故の未然防止、再発防止等に関する事項について、専門的な知識を有するメンバーによる調査・研究を行い、その結果を安全推進会議に報告・答申することを行います。安全推進専門会議の委員長は、運航部長又は整備部長とし、委員は安全推進専門会議の委員長が指名します。

⑦ 職場安全会議／部内会議

運航部、整備部、営業部の各部で毎月開催し、安全に関する問題点や安全上のトラブル、ヒヤリハットや不具合事象等について情報を共有するとともに、再発防止策あるいは対応策の検討や注意事項の確認を行っています。

(3) 各組織における人員数 (2022年3月31日現在)

(単位：人)

安全推進会議	安全推進専門会議	安全品質管理室	安全推進室
16 (事務局含む)	(安全推進専門会議 委員長が都度指名)	5	4

(4) 航空機乗組員及び整備従事者の数 (2022年3月31日現在)

(単位：人)

航空機乗組員	整備従事者
36	60

(5) 運航管理担当者及び整備従事者のうち有資格整備士の数 (2022年3月31日現在)

(単位：人)

運航管理担当者	有資格整備士
14 (航空機乗組員を含まず)	53

2-2 日常運航の支援体制

(1) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容

定期訓練及び審査の内容については、航空局の「運航規程審査要領（空航第58号）」、「整備規程審査要領（空機第73号）」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）（空機第68及び69号）」に基づき社内規程等を制定し、定期訓練及び審査を実施しています。

① 航空機乗組員

定期訓練	乗務している航空機乗組員に対して、一定期間毎に必要な知識及び能力を維持、向上させるために実施しています。
定期審査	乗務している全ての機長に対して、必要な知識及び能力が維持、向上されているかを定期的に確認するため、審査を1年に1度実施しています。
その他の訓練	フライトシミュレーターによる非常操作訓練 日本サバイバルトレーニングセンターでの水中脱出訓練

② 整備従事者

定期教育訓練	品質管理体制の向上、技量の維持管理、技量の保持を目的とした定期教育訓練を2年毎に実施しています。
その他の訓練	資格取得に必要な座学訓練及び実技訓練 (メーカーによるエンジン、機体システム等の訓練)

③ 運航管理担当者

定期審査	発令された運航管理担当者全員に対して、業務に必要な最新の知識を付与し能力の維持向上を図るため、定期審査を1年に1度実施しています。
その他の訓練	訓練担当者任用訓練

(2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

- ① 機長からの報告で、安全に関わる内容は運航部安全会議で検討し、必要な是正・予防措置を講じるとともに、安全推進会議へ報告し各部門で共有を図っています。
- ② 機長や整備士等からのヒヤリハット情報などの事象は報告された段階で、速やかに関係者に情報を共有し注意喚起しています。その後各主管部内で検討し、必要な是正・予防措置を講じるとともに、安全推進会議へ報告し各部門で共有を図っています。
- ③ 安全内部監査では、安全運航に関わる運航部、整備部、営業部、管理部に対して、安全統括管理者が指名した内部監査員が、安全に関わる業務の基準や手順が関連法令及びそれぞれの要求事項を定めた社内規程と適合しているかをチェックし、効果的に実施され維持されているか検証を行っています。また改善のための積極的な提言や指示、あるいは好事例の共有も行っています。
- ④ 2020年度より「経営層との少人数対話」による経営層と社員全員との直接対話の機会を設けて、安全や品質、その他の問題等について意見交換を実施し、対応すべき課題の抽出を行いました。その後、対応の方向性や担当部署、目途及び改善の進捗状況を社員に周知し共有しています。
- ⑤ 重要な経営資源に係る事項は、安全統括管理者から報告を受けた社長が経営会議へ付議し、安全性向上のための対応を実施しています。

(3) 安全に関する意識啓発や教育訓練等の取組み

① 社長訓話

年頭、年度初め、西空安全の日、夏季・冬季安全推進期間等で社長訓話を行い、社内情報共有ツールの「西空ポータルサイト」に掲載しています。

② 西空安全の日

1991年に発生した墜落事故での尊い命を失う痛ましい経験を風化させることなく、社員の無事故への決意を新たにし、安全意識高揚を図る日として、毎年9月28日を「西空安全の日」と定めています。

安全祈願祭を実施し、社長が全社員に対し安全への思いを伝えています。



安全祈願祭（西空安全の日）

③ 安全祈願祭

年度初め、および西空安全の日を実施しています。

④ 安全標語

安全衛生委員会で作成した、月めくりの「安全標語」を各室部に掲示しています。

⑤ ヒヤリハット報告・カイゼン提案

社内から上がってくるヒヤリハット報告は、安全管理システムの要である自発的報告制度を支える最も基礎的な活動です。また、カイゼン活動は、業務効率化や安全性の向上、お客さま満足度の向上に関する活動です。報告されたヒヤリハット報告及びカイゼン提案は関係部内で情報共有し、安全推進会議に報告しています。また、模範となる報告や優れた提案に対しての表彰も行っています。さらにこれらの活動を活性化するために、社員の意識啓発用の社内紙を継続的に発行しています。

⑥ 安全評価システムアンケート

「安全を経営の基本としすべての事業活動において安全を優先させる」ために、根本となる社員の安全活動に対する意識や評価レベルを測定する「安全評価システムアンケート」を年1回実施しています。

⑦ 安全に関する教育訓練

・SMS 基礎教育/SMS リカレント教育

SMS (Safety Management System) への理解を深めるため、外部講師による SMS 基礎教育を 2019 年度より継続的に実施しており、2021 年 7 月からは Web 受講方式に移行して毎月 1 回実施しています。SMS リカレント教育については、全従業員を対象に年 1 回実施しています。

・アルコールに関する教育

アルコールに関する教育を全従業員に対して定期的にも実施しています。

・ヒューマンファクター教育 (ヒューマンファクターズ訓練)

SMS の理解と浸透に寄与できる人材を育成するため、各室部より選出された受講者に対して、外部講師による教育訓練を年 1 回実施しています。

2-3 使用している航空機に関する情報 (2022 年 3 月 31 日現在)

航空機の機種、機数、座席数、平均年間飛行時間、平均年間飛行回数、導入開始、平均機齢

航空機の機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	平均年間飛行回数	導入開始 (年)	平均機齢 (年)
エアロスパシアル式 AS350BA 型	3	5	398	340	1981	27
エアバス・ヘリコプターズ式 AS350B3 型	1	5	492	337	2016	6
ユーロコプター式 AS365N2 型	1	13	123	90	2002	20
ベル式 427 型	3	7	231	179	2001	21
ベル式 429 型	2	7	137	774	2014	12
ベル式 412EP 型	2	14	188	316	1999	16
川崎式 BK117 B-2/C-1/C-2 型	8	9	137	626	2000	14
回転翼機合計	20				全体平均機齢	16

(座席数：機長席を除く代表的な座席数)
(導入開始：初号機の事業開始時期)

3. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

(航空法施行規則第 221 条の 6 第 3 号)

3-1 航空事故※1 及び重大インシデント※2

2021 年度における航空事故及び重大インシデントは発生しておりません。

3-2 安全上の支障を及ぼす事態

2021 年度における安全上のトラブル※3 は 2 件発生しました。内訳は、航空運送事業 1 件※4、航空機使用事業 1 件※5 です。概要は次のとおりです。

安全上のトラブル	機種	概要・措置・対応
飛行中にランディングギアの不作動	ユーロコプター式 AS365N2 型	2021 年 8 月 24 日 福岡県福津市上空にて着陸のためランディングギアのスイッチを操作したが脚が展開しなかった。 *脚下げ時の作動油圧の油路をコントロールするリレーに機能不良があり当該リレーを交換。 本不具合について機体製造メーカーへ事態の報告を実施。
Tail Rotor Control Pedal 取付間違い	川崎式 BK117C-2 型	2022 年 3 月 24 日 Tail Rotor Control Pedal の位置が従来の位置と若干違うのを発見。 *当該部の部品の向きが間違っていたため、正規の向きに修正した。 *同型機について一斉点検を実施。 *機体製造メーカーへ事態の報告を実施。

※1 航空事故

航空法第 76 条の 1 で定められている「航空機の墜落、衝突又は火災」、「航空機による人の死傷又は物件の損壊」等の事態が該当します。

※2 重大インシデント

航空法第 76 条の 2 で定められている「航空事故には至らないものの、事故が発生する恐れがあったと認められるもの」で、滑走路からの逸脱、非常脱出、エンジンの推力損失及び物件を機体の外に装着し吊り下げしている航空機から当該物件が意図せず落下した事態等が該当します。

※3 安全上のトラブル（義務報告）

国土交通省航空局に報告が義務付けられたトラブルのことで、航空事故や重大インシデントには至らなかったものの、航空機の運航に安全上の支障を及ぼす事態がこれに当たります。(航空法施行規則第 221 条の 2 第 3 号、第 4 号) 報告された情報は、国土交通省航空局において統計的な分析が行われ、安全施策へ反映されます。また、航空安全監視システム (ASICSS) を通じて航空安全情報を航空事業者間で共有する仕組みが設けられています。(航空法第 111 条の 5)

※4 航空運送事業

航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいいます。(航空法第 2 条第 18 項)

例えば、遊覧、ドクターヘリなど

※5 航空機使用事業

航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送以外の行為の請負を行う事業をいいます。(航空法第 2 条第 21 項)

例えば、報道、送電線巡視、物資輸送、視察・調査など

4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(航空法施行規則第 221 条の 6 第 4 号)

4-1 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分※1 又は行政指導※2 を受けた場合に講じた措置又は講じようとする措置

2021 年度に受けた事業改善命令、嚴重注意、行政処分等はありません。

※1 行政処分

国土交通省が輸送の安全を確保するために必要があると認めた時に事業者に対して実施するもので、航空法第 112 条（事業改善の命令）、第 113 条の 2 第 3 項（業務の管理の委託又は受託の許可取り消し）及び第 119 条（事業の停止及び許可の取り消し）が該当します。

※2 行政指導

行政処分に至らない場合であっても、国土交通省が事業者に対して自らその事業を改善するように求めるもので、「事業改善命令」や「嚴重注意」などが該当します。

4-2 2021 年度における安全の状況に関する総括的な評価

2021 年度業務計画に「安全運航への取組みの強化」を掲げ、航空の安全確保に向け経営トップを含む全ての従業員が一体となって、安全諸施策に取り組みました。

その結果、航空事故ゼロ、重大インシデントゼロ、飲酒基準違反ゼロ、航空機からの落下物ゼロを達成することができました。

【2021 年度安全に関する目標の達成度】

① 安全活動の監視と継続的改善に係る目標 5 項目を達成



安全パトロールの実施状況

- 安全推進会議の開催
- マネジメントレビューの実施
- 安全内部監査の実施
- リスクマネジメントの定着
- 安全パトロールの実施

<リスクマネジメントの説明>

安全に関するリスクマネジメントでは、発生した事象の「重大度」とその事象が発生する「頻度」をもとにした評価区分を用いてリスクを評価し、再発防止や未然防止への取組みを行っています。

被害の重大性 発生確率	被害の重大性					リスクレベル
	A (致命的)	B (危険)	C (重大)	D (軽微)	E (無視)	
5 (頻繁)	5 A	5 B	5 C	5 D	5 E	■: 受容不能
4 (時々)	4 A	4 B	4 C	4 D	4 E	
3 (まれに)	3 A	3 B	3 C	3 D	3 E	□: 見直し (リスクレベルの低減)
2 (予想できない)	2 A	2 B	2 C	2 D	2 E	
1 (あり得ない)	1 A	1 B	1 C	1 D	1 E	□: 受容可能

② 安全管理システムの維持向上に係る目標 8 項目を達成

- SMS 教育
- 航空危険物輸送教育訓練
- 航空保安教育
- 緊急時業務処理訓練
- ヒューマンファクター訓練
- 内部監査員育成
- ヒヤリハット報告、カイゼン提案活動の促進
- 運航規程関係のリカレント教育

③ 安全文化・安全意識の醸成に係る目標 1 項目を実施

- 安全評価システムアンケートの実施と安全意識の改善

4-3 2022 年度における全社的な安全目標及び各部門における具体的な取り組み目標

2022 年度は 2021 年度に引き続き、個別活動の安全目標だけでなく全社的な安全目標も設定し、更なる航空の安全確保に努めます。

【全社的な安全目標】

- ① 事故・重大インシデント 0 件
- ② 飲酒基準違反 0 件
- ③ 航空機からの落下物 0 件

【具体的な取り組み】

① 安全活動の監視と継続的改善

- 安全推進会議の開催（安全に係るリスクの管理等）
- マネジメントレビューの実施
- 内部監査の実施
- 安全パトロールの実施

② 安全管理システムの維持向上

- SMS 教育／ヒューマンファクター訓練
- 航空危険物輸送教育訓練
- 航空保安教育
- 緊急時業務処理訓練
- ヒヤリハット報告、カイゼン提案活動の促進
- 運航規程関係のリカレント教育実施

③ 安全文化・安全意識の醸成

- 新たな「安全アンケート」による安全意識評価と改善